

山形県災害福祉支援ネットワーク協議会設置要綱

(設置)

第1 大規模災害時における要配慮者の様々な福祉・介護等のニーズ把握及び支援調整等を広域的に行う仕組みづくりに関する協議・検討・啓発等を行うとともに、大規模災害発生時に一般避難所等において要配慮者を支援する「災害派遣福祉チーム」(以下「山形DWA T」という。)の人材育成・派遣調整を行うため、行政と民間が一体となって広域的な福祉支援ネットワーク(以下「山形県災害福祉支援ネットワーク」という。)を構築することを目的とし、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模災害 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用され又は適用される可能性があるものと認められる規模の災害
- (2) 要配慮者 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者等、災害時又は避難所での生活において特別な配慮を必要とする者
- (3) 山形DWA T 福祉・介護等の専門職員等により構成され、大規模災害の発生時に避難所、福祉避難所(要配慮者を受け入れる避難所をいう。)その他要配慮者を受け入れる施設において要配慮者を支援するチーム
- (4) チーム員 チームを構成する者

(所掌事項)

第3 協議会は、次に掲げる事項を協議検討するものとする。

- (1) 山形県災害福祉支援ネットワークの構築に関すること。
- (2) 大規模災害時における要配慮者支援の調整に関すること。
- (3) 大規模災害に備えたチーム員の養成及び山形DWA Tの編成・派遣に関すること。
- (4) 山形県災害福祉支援ネットワーク協議会設置要綱、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会運営要領、山形県災害派遣福祉チーム設置運営要領、山形県災害派遣福祉チームマニュアル及び山形県災害派遣福祉チーム員養成研修実施及びチーム員登録要領の策定及び改正に関すること。
- (5) 前4号に関し必要と認められること。

(組織)

第4 協議会は、別表に掲げる者(以下「構成団体」という。)をもって構成する。

- 2 協議会の活動に関して検討を行うため、協議会にワーキング会議を置くことができる。
- 3 協議会は、必要に応じて会議に構成団体以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第5 協議会の事務局は山形県に置き、その業務を山形県社会福祉協議会と連携して実施する。

(役員)

第6 協議会に役員を置く。

(1) 会長

(2) 副会長

2 会長は山形県健康福祉部次長とし協議会を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は山形県社会福祉協議会地域福祉部長とし会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第7 協議会の会議は、会長が招集する。

(個人情報の保護)

第8 協議会の活動に当たり取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）その他関係法令、規程等に基づき、構成団体の責任において、適切に取り扱うものとする。

附 則

この要綱は、令和3年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月19日から施行する。

別表（第4関係）

区 分	団 体 等 名
職能団体・事業者 団体等	山形県社会福祉協議会 山形県社会福祉法人経営者協議会 山形県老人福祉施設協議会 山形県老人保健施設協会 山形県介護支援専門員協会 山形県地域包括支援センター等協議会 山形県身体障害者福祉施設協議会 山形県知的障害者福祉協会 山形県精神保健福祉士協会 山形県社会就労センター協議会 山形県相談支援専門員協会 山形県保育協議会 やまがた育児サークルランド 山形県社会福祉士会 山形県介護福祉士会 山形県市長会 山形県町村会
行政	山形県 防災くらし安心部 防災危機管理課 しあわせ子育て応援部 子ども成育支援課 しあわせ子育て応援部 子ども家庭福祉課 健康福祉部 健康福祉企画課 健康福祉部 高齢者支援課 健康福祉部 障がい福祉課 健康福祉部 地域福祉推進課